

～岩手県における福祉のまちづくりをめざして～

平成26年地域政策研究センター(地域提案型・後期) 採択課題

課題名 : ひとにやさしいまちづくり推進指針見直しに係る方針の検討
研究代表者 : 社会福祉学部 教授 狩野徹
課題提案者 : 岩手県保健福祉部地域福祉課 千田充
研究メンバー : 中村公一(岩手県保健福祉部地域福祉課)
キーワード : ひとにやさしいまちづくり、指針の見直しへ向けて

写真 被災地の新築の宿泊施設の例



▼研究の概要(背景・目的)

ひとにやさしいまちづくり条例にもとづく「ひとにやさしいまちづくり推進指針」を平成26年度より見直しを行ってきた。本研究では、災害時の配慮、国体・障がい者スポーツ大会などへの対応を含めた提案が必要で、これらを含め、岩手県の実情にあわせた方針を提案することを目的とする。

▼研究の内容(方法・経過)

1. 指針改定の進行にあわせ、指針における理念と目標の設定を提案した。
2. 広く県民が理解できる広報活動を行った。
3. 岩手県内の最近の動向について事例を収集すると共に調査等を行った。障がい者スポーツ大会に向けての宿泊施設の受け入れなど最近の動向について注目した。

▼研究の成果(結論・考察)

1. 指針の改定: 図に概要を示すように、東日本大震災津波および国体・全国障害者スポーツ大会を取り入れ、さらに県民の意識については内容を強化した。
2. 岩手県内の実態: バリアフリー新法導入後と東日本大震災後から、バリアフリーやユニバーサルデザインを導入する傾向が見られた。

ひとにやさしいまちづくり推進指針(第4期) 概要

1 指針策定の趣旨

1 県の行動指針

- 本県では、すべての人が安心して生活し、かつ、等しく社会参加することができるまで住みよい地域社会の形成を目指し、平成27年7月に「ひとにやさしいまちづくり条例」を制定しました。
- 「ひとにやさしいまちづくり推進指針」は、県が、ユニバーサルデザインの考え方を様々な分野の施策に取り入れ、ひとにやさしいまちづくり施策を総合的に推進するための行動指針として、条例の規定に基づき、平成28年4月に策定したものです。

2 県民、事業者、民間団体、市町村のガイドライン

この推進指針は、県民、事業者、民間団体、市町村が、県と共通認識の下、連携、協働しながらひとにやさしいまちづくりに取り組むためのガイドラインとしての性格を併せて有しています。

＜推進指針の見直し＞

人口減少、少子・高齢化や国際化の進展のほか、平成23年3月の東日本大震災津波の発生など、ひとにやさしいまちづくりを取り巻く諸状況の変化に対応するため、平成27年9月に推進指針を改訂しました。

2 ひとにやさしいまちづくりを取り巻く状況

1 人口減少と少子・高齢化の進展

本県の総人口は、平成32年には120万6千人まで減少し、高齢化率は33.6%と見込まれています。

2 障がい者の現状

身体障害者手帳交付者数、療育手帳交付者数、自立支援医療(精神通院)受給者数はいずれも増加しています。また、身体障がい者数の高齢化が進行しています。

3 国際化の進展

平泉の世界遺産登録やIC(国際インコライダー)の誘致など、今後の更なる国際化に係る対応が求められています。

4 東日本大震災津波の発生

被災地では人口の減少、高齢化による要介護者の増加など、様々な生活・福祉課題を抱えています。

5 国体・全国障害者スポーツ大会の開催

平成28年に本県で開催される大会を契機に、ひとにやさしいまちづくりの取組を進める必要があります。

6 県民の意識

ユニバーサルデザインの考え方の普及やひとにやさしいまちづくりに対する理解促進を図る必要があります。

3 推進の基本的視点

1 多様な利用者の参加促進及び対話のプロセスの重視

多様な方々のニーズの把握、十分な双方向の対話を行うことが重要です。

2 取組の発展的推進(終わらぬ取組)

個々の取組における利用者の参画、対話等を通じて得られた様々な成果や知識を次の取組に活かす、それを繰り返すことによって、スパイラルアップ(段階的・継続的発展)へとつながっていくことが期待されます。

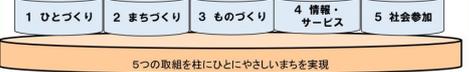
3 さりげないデザインへの配慮

誰が使っても違和感がなく、自然に受け入れられる、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、さりげないデザインへの配慮が重要です。

4 柔軟な取組

ひとにやさしいまちづくりは、柔軟に、できるだけ取り組んでいくことが重要です。

4 具体的な推進方向



＜進捗管理＞

主要な指標の推移とともに関係する施策の実施状況を把握し、ひとにやさしいまちづくり推進協議会に報告・協議のうえ、施策の改善・見直しを継続的に進めます。

※ 推進指針の見直しは平成31年度を目途に行う予定。

5 推進主体の役割

○ 県民: ひとにやさしいまちづくりについての理解を深め、身近でできることから主体的に取り組んでいくことが期待されます。また、高齢者や障がい者などの当事者の方も可能な範囲で積極的に活動に参加することが期待されます。

○ 事業者: 多様な利用者のニーズを踏まえた施設整備、製品開発、情報・サービス提供に取り組んでいくことが期待されます。

○ 民間団体: ひとにやさしいまちづくりの考え方の普及、多様な利用者のニーズの集約、行政・事業者への改善提案等に積極的に取り組んでいくことが期待されます。

○ 市町村: 住民参画を積極的に推進し、民間団体等と連携・協働すること、県と連携し、推進体制を明確にしたうえで取組を進めることが期待されます。

○ 県: 推進体制の整備、進捗管理、各主体の取組支援などを行い、全県的な推進を図ります。

▼おわりに(まとめ・今後の展開)

1. 岩手県のひとにやさしいまちづくりを産官学がそれぞれの役割を持ちながら進めていく必要がある。
2. 特に復興のまちづくり、観光のユニバーサルデザインについては岩手県において焦点をあてて研究・事業を取り組んでいく必要がある。
3. 研究の課題としては、ユニバーサル観光の拠点づくりと支援体制の構築が必要と思われる。